

環境保全型農業直接支払交付金の概要

- 環境こだわり農産物の生産とあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を実施した場合に、予算の範囲内で支援されます。
- 令和7年度から制度が大きく変わっています。



○申請に必要な書類の様式は滋賀県のホームページに掲載します。

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課
「環境保全型農業直接支払交付金
(環境こだわり農産物の栽培に対する支援)」

滋賀県 環境保全型農業直接支払交付金

検索



- ※ 詳細な提出書類については、事前に各市町の担当窓口へご確認願います。
- ※ 環境こだわり農産物認証制度については、最寄りの農業農村振興事務所農産普及課へお尋ね願います。

○「グリーンファーマー(みどり認定者)」になってみませんか

本交付金は令和9年度に「グリーンファーマー(みどり認定者)」であることを要件とする仕組みに移行することが検討されています
「グリーンファーマー(みどり認定者)」の詳細は右の二次元コードよりご確認ください。



STOP! 農業濁水!!

水稲では「水田からの濁水の流出防止」が交付金の要件となっています。



STOP! 農業濁水



畦塗り作業

目次

主な制度の変更点等のお知らせ	P	1
支援対象取組一覧	P	2
支援対象者、支援要件等、環境こだわり農産物の生産	P	3
支援対象となる取組・作物(全国共通取組)	P	6
// (地域特認取組)	P	10
技術資料	P	11
IPMの実践指標	P	19
環境負荷低減のチェックシート	P	25
申請手続き	P	26
お問い合わせ窓口		裏表紙

主な制度の変更点

1. 取組の統合・廃止について

令和7年度から制度見直しが行われ、これまでの取組が統合・廃止され、新たな取組メニューとなり、支援要件も見直されました。

支援を受ける際には、変更後の取組要件をよく確認してから取り組むようご注意ください。

2. IPM実践指標チェックシートについて

R7年度から「総合防除」で使用するIPM実践指標チェックシートの内容が変更されました。

「総合防除」に取り組む場合は変更後のチェックシート（改訂版）を用いてください。（19～24 ページ参照）

3. 「緩効性肥料の利用および長期中干し」で使用する肥料について

「緩効性肥料の利用および長期中干し」の取組では令和7年度から樹脂製（プラスチック）の被膜を用いた緩効性肥料は使用できなくなりました。

この取組以外の取組では樹脂製の被膜を用いた緩効性肥料も使用可能です。

支援対象取組一覧

<環境保全効果> 温：地球温暖化防止
生：生物多様性保全
水：水質保全

	取組名	対象	単価（上限） （円/10a）	環境保全 効果	頁
全国共通取組	① 有機農業	全作物	14,000 （2,000円加算措置あり）	温・生	6
			3,000 （そば等雑穀・飼料作物）		
	② 堆肥の施用	全作物	3,600	温	7
	③ 緑肥の施用	全作物	5,000	温	7
	④ 総合防除	水稻※、大豆、 小豆、野菜、 果樹、茶	4,000	生	8
⑤ 炭の投入	全作物	5,000	温	8	
地域特認取組	⑥ 樹脂製の被膜を用いない 緩効性肥料の利用 および長期中干し	水稻※	4,000	温・水	10
	⑦ 殺虫殺菌剤・化学肥料 を使用しない栽培	水稻※	6,000	生	10
取組拡大加算		有機農業の 新規取組指導	4,000 新規取組者の面積あたり		9

支援対象取組に合わせて「環境こだわり農産物の生産」（P.4参照）が必要です

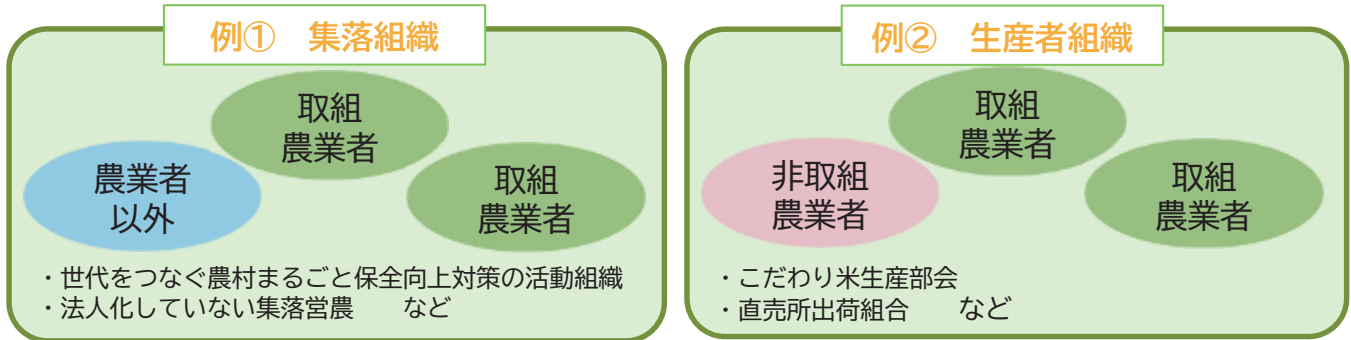
（注）※「総合防除」と地域特認取組の水稻では、飼料用稲（飼料用米、稲WCS）は対象となりません
 ・予算の配分は、全国共通取組が地域特認取組より優先されます
 取組規模が予算額を上回った場合は、交付単価が減額調整されることがあります
 ・ひとつのほ場において、1取組分の作付面積までが支援の対象となります

I 支援対象者

販売を目的として生産を行う農業者等（以下の1または2の要件を満たす）が支援対象となります。

1 農業者の組織する団体

環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者を2戸以上含む複数の農業者等で構成され、団体の規約と代表者を定め、口座を開設している必要があります。



2 個人・法人

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は以下の①または②のいずれかを満たし、市町が特に認める場合に対象となります。

- ①対象活動の実施面積が、集落の耕地面積の概ね1/2以上、または当該市町における取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2（12.6 ha）以上（土地利用型作物以外の作物はそれぞれ2割以上）となる場合
- ②複数の農業者で構成される法人の場合（例：集落営農型法人など）

II 支援要件等

1 環境負荷低減のチェックシートによる持続可能な農業生産の実施

「環境負荷低減のチェックシート」は令和8年度から、

『「みどりチェック」チェックシート』に移行されましたので、注意してください。

※実施すべき取組内容に変更はありません。

- (1) 適正な施肥
- (2) 適正な防除
- (3) エネルギーの節減
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- (6) 環境関係法令の遵守等

2 環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）の実施

交付金を受けている農業者全員が、次のページの「環境保全型農業の技術向上に関する活動」、「環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動」等からいずれか1つ以上に取り組むことが必要です。

なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施します。

活動内容の選択メニュー（（1）～（12）のいずれか1つ以上に取り組む）

○環境保全型農業の技術向上に関する活動

- （1）技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- （2）実証ほの設置等による環境保全型農業の実証・調査
- （3）先駆的農業者等による技術指導
- （4）環境保全型農業に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- （5）ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

○環境保全型農業の理解増進や普及に関する活動

- （6）地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- （7）土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定

○その他

- （8）耕作放棄地を復旧し、当該農地で環境保全型農業を実施
- （9）中山間地および棚田地域において環境保全型農業を実施
（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- （10）農業生産に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- （11）その他環境保全型農業の実施を推進する活動
- （12）事業実施年度末までに特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける
（滋賀県内で特定区域となっている地域のみ認定申請可能。）

Ⅲ 環境こだわり農産物の生産

1 栽培基準

- ・ 化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減
- ・ 「水田からの濁水の流出防止」、「周辺環境に配慮した農薬の使用」、「農業用使用済みプラスチックの適正処理」など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術を実践
- ・ 堆肥その他の有機質資材を使用する場合、施用基準に従って適正に使用
- ・ 農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登載農薬を適正に使用（「滋賀県 農作物病害虫雑草防除基準」で検索してください。）

2 認証制度

- ・ 生産者・ほ場一覧表を農作物、作型等ごとに定める時期に県（農業農村振興事務所農産普及課）へ提出する
- ・ ほ場看板は播種または定植の10日前までに設置する（水稻、果樹、茶については遅くとも4月30日までに設置する。）

- 栽培を行う（ほ場看板の設置、生産記録の記帳をあわせて実施）
- 収穫前に農産物の認証を申請し、生産記録の審査や現地確認の結果、適正であれば認証される
- 認証マークを表示して出荷・販売を行うことができる
- 認証マークを表示して出荷・販売を行った場合は、出荷・販売の記録などを行う
- 収穫終了後に、生産記録に変更があった場合は、変更後の生産記録を県へ提出する

注意！ 令和5年度から認証手続きが変更されています。
※ 生産計画の認定申請手続きは不要です

詳細は最寄りの農業農村振興事務所農産普及課へお問い合わせください

留意事項

（予算の配分・交付単価の減額）

- 予算の配分は、全国共通取組が地域特認取組より優先されます
- 取組規模が予算額を上回った場合は、交付単価が減額調整されることがあります

（その他）

- 農業振興地域内の農地で行われる取組が交付金の対象となります
- 交付金は、取組面積に応じて交付されます。取組面積は畦畔を除いた実際の作付面積です
- 中山間地域等直接支払制度に取り組みされている集落において、環境保全型農業直接支払交付金で取り組む行為（たとえば緑肥の施用、堆肥の施用など）を集落協定の「多面的機能の増進につながる活動」として選択している場合は、環境保全型農業直接支払交付金の申請はできません（ただし、集落協定の取組を変更すれば申請は可能となります）
- 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組においてみどり加算の対象となっているほ場は支援対象となりません。（ただし、みどり加算で「冬期湛水」に取り組んでいる場合は「堆肥の施用」のみ支援対象となります。）
- 推進活動において、「（9）中山間地および棚田地域において環境保全型農業を実施」を選択する場合は、当年度の事業計画の申請期限までに市町長に届出が必要です（取組面積の過半が該当地域の場合に限り選択できますので、あらかじめ、市町へお問い合わせください）

IV 支援対象となる取組・作物（全国共通取組）

全国共通

1

有機農業
(オーガニック農業)

対象作物

全作物

交付単価

14,000円※ /10a

※ 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は2,000円を加算(注)
※ そば等雑穀・飼料作物の場合は3,000円/10a

○国際水準の有機農業を実施する移行期の取組

「国際水準の有機農業」とは、
有機JAS規格に合致する水準で実施されている有機農業です。

※ 有機JAS認証の取得を求めるものではありません

※ 移行期以降の支援内容は今後検討されます

《チェックポイント》

- (1) 生産過程（種子や苗を含む）において化学肥料や化学合成農薬などの使用禁止資材を使用しない
- (2) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつては播種又は植付け前2年以上、化学肥料や化学合成農薬などの使用禁止資材を使用しない⇒継続的に同じほ場で取り組むことが必要です
※1回目の転換期間中（2年間（多年生作物は3年間））も支援対象となります。
- (3) 耕種的防除、物理的防除、生物的防除、またはこれらを適切に組み合わせた方法により、病害虫・雑草防除を行う
- (4) 周辺から使用禁止資材が飛来・流入しないよう必要な措置をとる
- (5) 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わない

※令和5年度から、土づくり技術の導入計画の提出は廃止されました。
土づくりは、環境負荷低減のチェックシートの取組の中で継続してください。



(注) 加算措置（そば等雑穀・飼料作物は対象となりません）

・土壌診断※1を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれか※2を行うと、2,000円/10a加算されます。

※1 土壌診断の必須項目は、水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECです（代表的なほ場1か所以上）。

※2 堆肥の施用は②、緑肥の施用は③、炭の投入は⑤の取組と同一要件で実施します（7、8 ページ参照）。

有機JAS認証を取得しましょう！



有機JASの認証を受けると「有機〇〇」「オーガニック〇〇」と表示して、販売できます。

県ではオーガニック米やオーガニック茶の生産拡大・販売促進に力を入れており、「オーガニック」と表示して販売できるよう有機JAS認証の取得を推進しています。



- ・ 有機JAS認証を取得しない場合は、他の有機農業に取り組む農業者の現地確認への協力を市町からお願いすることがあります
- ・ また、現地確認を受ける際は、必ず立ち会う必要があります

全国共通

2

環境こだわり農産物の生産と
堆肥の施用

対象作物

全作物

交付単価

3,600円
/10a

○環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、堆肥を施用する取組

《チェックポイント》

- ・ 購入伝票等により、標準量以上の投入を行ったことが確実に認められること
(標準量 水稲：おおむね0.5 t /10a、水稲以外：おおむね1.0 t /10a)
- ・ **C/N比が10以上の堆肥**であって腐熟したものを使用すること
(注) 一般的に牛ふん堆肥は対象となるが、鶏ふん堆肥は対象外となる
自家製造堆肥や無償で入手した堆肥についても、C/N比が10以上と確認できれば対象となる
- ・ 土壌診断を実施した上で、適切な堆肥の施用を行うこと
- ・ 水稲で取り組む場合はメタン削減対策(9ページ)を実施する

全国共通

3

環境こだわり農産物の生産と
緑肥の施用

対象作物

全作物

交付単価

5,000円
/10a

以下のいずれかを実施

- 環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、レンゲやヘアリーベッチ等の緑肥を作付けする取組(カバークロープ)(秋冬播きは概ね4か月以上の栽培期間が必要)
- 作物のうね間に麦類や牧草等を作付けする取組(リビングマルチ)
- 園地に麦類や牧草等を作付けする取組(草生栽培)

《チェックポイント》

- ・ 購入伝票等により概ね標準播種量以上に播種したことが確実に認められること
- ・ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること
- ・ 水稲で取り組む場合はメタン削減対策(9ページ)を実施する



※カバークロープの場合の適正な栽培管理の基準

カバークロープがほ場の概ね8割以上を覆っていることとして、原則として4月以降に確認し、判断します。

全国共通

4

環境こだわり農産物の生産と
総合防除

対象作物
水稻★、大豆、
小豆、野菜、
果樹、茶

交付単価

4,000円

/10a

○滋賀県IPM実践指標（19～24ページ）に基づいた栽培管理を実施し、必須項目の取組を一つ以上実施した上、対象作物ごとに設定された項目数以上実践する取組

《チェックポイント》

- ・以下の取組のうち1つ以上実施する
 - ①畦畔機械除草の実施（前作終了後から畦畔に除草剤は使用せず、水稻生育期間中に機械除草を行う）
 - ②交信攪乱剤の利用
 - ③天敵温存植物（バンカープランツ等）の利用
 - ④天敵等生物農薬の利用
 ※①は主作物が水稻、②～④は主作物が水稻以外
- ・①畦畔機械除草の実施を選択した場合はメタン削減対策（9ページ）を実施する
- ・天敵等生物農薬は有機JAS規格で使用可能なものを使用し、ほ場で利用する

注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で、畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は①畦畔機械除草の実施は選択できません。

★総合防除の水稻では飼料用稲（飼料用米、稲WCS）は対象となりません。

全国共通

5

環境こだわり農産物の生産と
炭の投入

対象作物

全作物

交付単価

5,000円

/10a

○環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、炭を投入する取組

《チェックポイント》

- ・購入伝票等により標準量（50kg/10a、籾殻くん炭の場合500L/10aでも可）以上の炭を投入したことが確実に認められること
 - ・炭の原料には塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれていないこと
 - ・自家製炭を用いる場合は、農業や林業で排出されたものが原料である、木炭・竹炭・籾殻くん炭などの植物由来の炭とし、市販の炭化装置を用いて販売元の示す炭化方法に従って製炭し、十分に炭化していること
- ※自家製炭を行う場合には、廃棄物処理法上の適用を受けることがありますので事前に市町の廃棄物担当部局にご相談ください



水田でのメタン排出削減対策（メタン削減対策）について

- 堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除（畦畔機械除草の実施を選択）に水稲で取り組む場合にはメタン削減対策を実施する
- メタン削減対策とは「前年度の秋耕」、「長期中干し」、「前年度の湛水不実施」のうち1つ以上を実施すること

《チェックポイント》

- ・ 秋耕は主作物の前で湛水の4か月以上前に耕うんにより稲わらをすき込む
- ・ 長期中干しは14日以上の中干しを実施する（溝切りの実施は任意）
ただし、晴天が続く乾燥による生育障害の恐れがある場合は差し水をしてよい
※長期中干しの実施では地域の生物相に応じて江、ビオトープの設置や中干し時期の分散等、生物の保全に配慮する
- ・ 前年度の湛水不実施は前年度中に水張りをしない

注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組においてみどり加算の対象となっているほ場は支援対象となりません。

取組拡大加算

対象取組：有機農業

除外作物

そば等雑穀
飼料作物

交付単価
新規取組者の面積あたり

4,000円以内/10a

- 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受け入れ、定着に向けた技術指導や助言、相談対応等の活動

《チェックポイント》

- ・ 交付金を受給している農業者団体であること
- ・ 同一の農業者団体内に、有機農業の指導を行う十分な知識を有している者、有機農業の指導を受ける者（新たに有機農業に取り組む）の双方がおり、事業申請年度に有機農業の取組を行うこと（交付単価14,000円/10aの有機農業の取組を行うこと）
- ・ 有機農業の指導を受ける新規取組者は、過去に有機農業の取組で本交付金を受給していないこと
- ・ 有機農業の指導を行う者は、有機農業の指導を受ける者に対して、定期的（月1回以上が目安）な状況確認を行った上で、技術的な指導、助言、相談対応の活動を行うこと
- ・ 指導を受ける農業者の農場管理シートに指導を受ける予定の内容を記載すること
- ・ 指導を受ける農業者の作業日誌等に指導の記録をつけること

※既に有機農業に取り組んでいる農業者がその面積を拡大する場合は、支援対象となりません。

V 支援対象となる取組・作物（地域特認取組）

地域特認

6

環境こだわり農産物の生産と
樹脂製の被膜を用いない
緩効性肥料の利用
および長期中干し

対象作物

水稻★

交付単価

4,000円以内
/10a

○樹脂製の被膜を用いない緩効性肥料の施用とあわせて、
14日間以上の中干しを実施する取組

《チェックポイント》

- 環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、本田に施用する窒素成分を含む化学肥料の概ね全量を緩効性肥料※¹とし、施用する緩効性肥料は樹脂製の被膜を用いないものであること
 - ※¹ 緩効性肥料：緩効性成分※²の窒素成分が当該肥料の有機質由来を除く窒素成分のうち40%以上を占める肥料
 - ※² 緩効性成分：被覆肥料などの肥効調節型の成分
- 中干しは生育中期に14日間以上実施していること※³
ただし、晴天が続く乾燥による生育障害の恐れがある場合は差し水をしてよい
※³ 溝切りの実施は任意
- 全国共通取組の「緑肥の施用」、「堆肥の施用」、「総合防除」のメタン削減対策と異なり、長期中干しの代わりに秋耕や前年度の湛水不実施を実施することはできない



注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組においてみどり加算の対象となっている場合は支援対象となりません。

地域特認

7

環境こだわり農産物の生産と
殺虫殺菌剤・化学肥料
を使用しない栽培

対象作物

水稻★

交付単価

6,000円以内
/10a

○殺虫殺菌剤を使用せず、本田防除は水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れのない除草剤1回以内とし、本田で化学肥料を使用しない取組

《チェックポイント》

- 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機等により生育期間中概ね4回以上行っていること
※畦畔へ除草剤を使用できない期間は前作物収穫後から当該作物収穫までの期間です
- 本田除草は、（独）農林水産消費安全技術センターの「水産動植物への影響に係る使用上の注意事項（製剤別一覧）」で、水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼす恐れのない除草剤を1回以内の散布とし、概ね4回以上の抜き取り作業をしていること
- 本田に施用する肥料については、化学肥料を使用せず有機質肥料、堆肥などを施用する

注意！

※世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組集落で、畦畔の草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

★地域特認取組の水稻では飼料用稲（飼料用米、稲WCS）は対象となりません。

VI 技術資料（適正に取り組むための参考資料）

1 カバークロップの作付け

（「緑肥の施用」にカバークロップで取り組む場合）

- **標準播種量以上に播種し、適正な栽培管理**を行った上で**全量をすき込む**
- 適正な栽培管理が行われているかどうかの目安は、4月以降のカバークロップが**ほ場の概ね8割以上を覆っていること**です。

(1) レンゲ

① ほ場準備

早めに排水溝を設置し、水尻につなげる等、
麦作と同様の排水対策を行います。

② 播種・覆土

10月上旬 ～ 10月下旬

③ 標準播種量

10aあたり2～4kg（遅まきは多めに）

※カタログ等の標準播種量も参考としてください。

- 播種および覆土作業は、必ずほ場が乾いている時に行います。
- 湿田では播種量を増やします。

※レンゲの生育にムラがあると、レンゲ跡水稻の生育ムラにつながります。播種ムラが無いように均一に播種しましょう。

- 播種後にトラクタ等で軽く覆土します。
- 水稻の収穫前に播種し、稲わらを被覆することで、覆土作業をしない方法もあります。ただし、この方法では排水が悪いほ場では生育ムラが大きくなるので、排水対策の徹底が必要です。



動噴での播種作業



播種後の覆土作業

④ すき込み

4月中旬ごろ

- レンゲの開花が全体の4割程度になった時が、すき込みの適期です。
- レンゲの生育が良い場合は、早めにすき込みます。
- トラクタの速度を低速にし、丁寧な耕うんをおこないます。

レンゲのすき込み作業

ロータリの回転を遅くして、
ゆっくりと、浅めにすき込
みます。



⑤ レンゲ跡水稻栽培の注意

作業等	注 意 点
入 水	レンゲのすき込みから10日間程度空ける すき込み量が多い場合は長く空ける
田 植 え	入水から1週間以上空ける 60～70株/坪で植付ける
基肥・追肥	原則施用しない
ガス発生抑制	ガス湧きが見られる場合は、早めに軽く干す
中 干 し	目標の莖数が確保できたら、2週間以上行う
穂 肥	葉色を見て判断する

(2) ヘアリーベッチ (和名：ナヨクサフジ)

① ほ場準備

早めに排水溝を設置し、水尻につなげる等、
麦作と同様の排水対策を行います。

② 播種・覆土

10月上旬 ~ 10月下旬

③ 標準播種量

10a当たり3~4kg (遅まきは多めに)

ただし、品種によっては播種量が異なりますのでカタログ等で播種量を確認しましょう。

- 湿田では播種量を増やします。

※ヘアリーベッチの生育にムラがあると、水稻の生育ムラにつながりますので、播種ムラが無いように均一に播種しましょう。

- 播種後にトラクタ等で軽く覆土します。



④ すき込み

4月中旬ごろ

- すき込みはヘアリーベッチの草丈が30cm程度までで、花が咲くまでに行います。
- 目標生草量は、2t/10aです。生育が良い場合は早めにすき込みます。
- 地上部の生重は、実際に刈り取って重さを量ることが望ましく、目安は、50cm四方枠で600~800gです(約2~3t/10a)。
- 草丈が40cmを超えるとロータリ軸にからまりすき込めなくなります。この場合、フレールモアで細断するときれいにすき込めます。
- トラクタの速度を低速にし、丁寧な耕うんをおこないます。



すき込み時期判断のための生草重調査



すき込み作業
(トラクタで耕うん)

ロータリの回転を遅くして、
ゆっくりと、浅めにすき込みます。

④ ハアリーベッチ跡水稻栽培の注意

作業等	注 意 点
入 水	ハアリーベッチのすき込みから7～10日間程度空ける(すき込み量が多い場合は長く空ける)。草丈が40cmを超える量となった場合は、すき込みから入水までの期間を2週間以上とする。
田 植 え	入水から1週間以上空け、60～70株/坪で植付ける
基 肥 ・ 追 肥	原則施用しない
ガス発生抑制	ガス湧きが見られる場合は、早めに軽く干す
中 干 し	目標の茎数が確保できたら、2週間以上行う
穂 肥	葉色を見て判断する

2 長期中干し（メタン削減対策に長期中干しを選択した場合）

- 中干しの期間は、通常より長く14日間以上行う
- 10aあたり1本以上の溝切りを実施する（推奨）

(1) 環境保全効果（地球温暖化防止効果）

- 水田は、温室効果ガスの主要な発生源です。
- 湛水状態の土壌では大量のメタンが発生し、そのほとんどが大気中に放出されます。
- メタンを発生させる菌は酸素を嫌います。長期中干しを行うことで、水田の土壌が乾燥し、土の中に酸素が行きわたることによって、メタンを発生させる菌の活動を抑えることができます。
- メタン排出削減対策として取り組む場合、通常よりも一週間程度延長し、14日間以上行うことを要件としています。14日間以上の中干しによって、コメの収量への影響を抑えつつ水田からのメタン発生量を削減できます。

温室効果ガスは、大気中の熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスです。二酸化炭素やメタン、フロンガスなどがあります。大気中の温室効果ガスが増えると、温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながります。温室効果の大きさはガスによって異なり、例えばメタンは二酸化炭素の25倍の温室効果があります。

(2) 技術内容

① 開始適期

目標とする穂数の8割の茎数が確保できれば、遅れずに溝切り、中干しを行う。

移植時期による開始の目安

移植時期	中干し開始の目安時期
5月上旬	6月 5日頃
5月中旬	6月10日頃
5月下旬	6月20日頃

確保する茎数の目安

栽植密度 (株/坪)	1株あたりの 茎数の目安 (注)
70	14~15本
60	17~18本
50	20~21本

注) 目標穂数380~400本/m²とした場合に、その8割の茎数に相当する1株あたりの茎数



茎数18本/株

中干し開始時期の株張程度(坪60株植)

- ② 中干しの期間
 - ・ 通常より長く**14日間以上**行う
- ③ 溝切り（実施は任意だが推奨）
 - ・ 10aあたり1本以上の溝切りを実施する
 - ・ 溝は、尻水戸までしっかりつなぐ
- ④ 中干しの程度
 - ・ 土の状態が軽くひび割れ、足跡が付く程度（写真）
- ⑤ 注意点
 - ・ 中干しの際は、強制落水は行わず、自然減水とする
 - ・ 晴天が続く場合は、適宜差し水をする

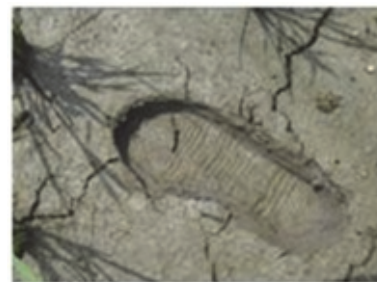


写真 中干しの程度

※ 所定の生産記録に中干し期間を記入します。

(3) 中干しの効果（営農上のメリット）

- ・ 無効げつを抑制し、過繁茂を防ぐ
- ・ 土壌中に酸素を供給し根の伸長を促すので、倒伏しにくくなり、登熟期の高温にも強くなる
- ・ 田面を固くすることで、中干し後の作業性（水管理・コンバイン作業）が向上する
- ・ 収穫直前まで入水できるようになり、胴割米の発生を防ぐ

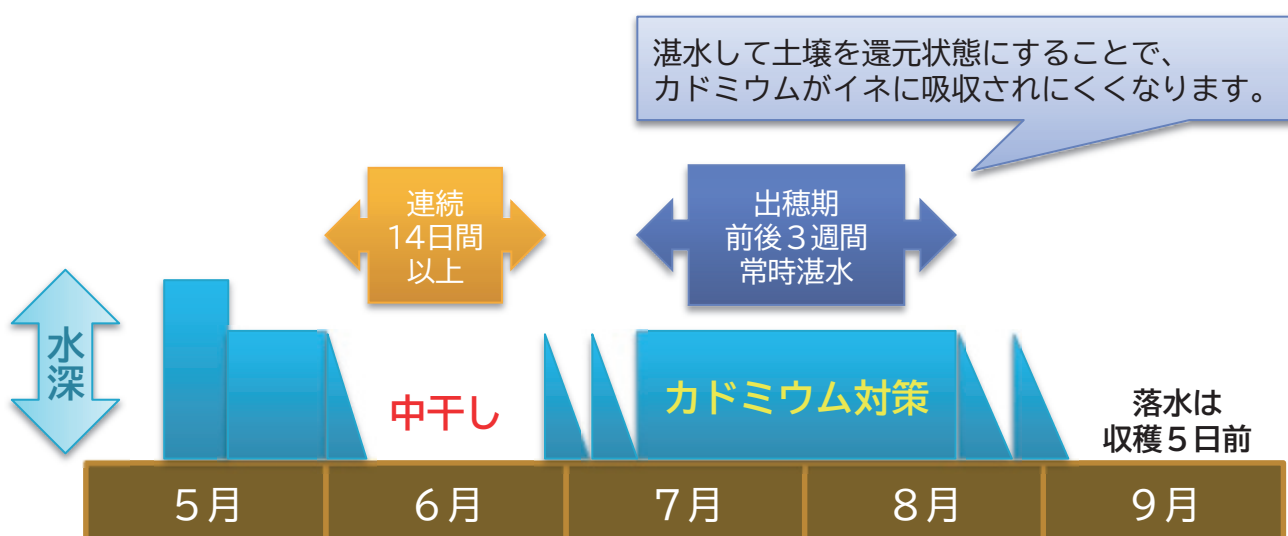


図 稲の水管理（コシヒカリ5月10日植、栽植密度60株での平年の目安）

3 水稲オーガニック栽培（「有機農業」に水稲で取り組む場合） （「オーガニック近江米」の手引き」より抜粋）

水稲オーガニック栽培技術体系の概要

化学合成農薬や化学肥料に頼らない水稲のオーガニック栽培では、前もって雑草対策や病害虫対策、有機質資材の施用をどうするか十分考えた上で取り組む必要があります。また、個々の技術を実践するだけでは除草効果や病害虫抑制効果が不十分であることから、複数の技術を組み合わせて実施することが成功のポイントとなります。

以下に水稲オーガニック栽培の技術体系と栽培こよみを紹介します。

各技術の詳細は各章をご覧ください。



水稲オーガニック栽培こよみ

水稲オーガニック栽培こよみ

月	旬	主な管理	管理のポイント
4	－	ほ場準備 温湯消毒 播種 育苗	◇ 本田準備 ・耕耘作業(耕盤(すき床)の深さが安定するようトラクタ作業は丁寧に行う) ・均平作業(湛水深を均一にするため、ほ場の高低をなくす) ・漏水防止作業(あぜ塗りの高さ 15cm 以上を目標) ◇ 育苗 ・塩水選、温湯消毒(60℃10分浸漬) ・4月20日前後に播種(育苗日数は30～40日間で中苗～成苗を育成) ・培土は市販のオーガニック栽培用の育苗培土を使用 ・播種量は乾籾 80～100g/箱
5	上	本田準備 荒代	◇ 施肥・代かき等 ・ 荒代と植代の間隔を2週間空け、荒代後に発芽した雑草を土中に埋め込む ・使用する有機質肥料により肥効が異なるので、追肥で生育を調整する ・前作や地力に応じて、施用量を決定する ◇ 移植 ・5月20日以降に移植(18株/m ² (60株/坪)) 植代の翌日または翌々日に移植 ・ 米ぬか散布(移植当日もしくは翌日に米ぬか 60～100 kg/10a を散布)
	中	植代 移植	
	下	米ぬか施用	
6	上	機械除草1	◇ 本田除草 ・1回目機械除草(植代の10日後以内) ・2回目機械除草(1回目の10日後以内) ・残草が多い場合は、3回目機械除草(2回目の10日後以内) ◇ 水管理 ・移植直後は水深5cm、その後生育に合わせて10～15cmの深水を維持する(土壌表面を露出させない) ・深水管理を行う期間は、中干しまでを目安にする
	中	機械除草2	
	下	(機械除草3)	
7	上	けい畔草刈1	◇ けい畔除草 ・水稲の出穂期2～3週間前と出穂期頃に2回連続してけい畔の草刈りを行う(斑点米カメムシ類の誘引・増殖源を除去する)
	中		
	下		
8	上		◇ 本田のイネ科雑草の早期抜取り ・雑草の種子が発芽能力をもつまでに抜き取り、種子密度を低減させる ・斑点米カメムシ類の飛来を抑制する
	中		
	下		
9	上	収穫	◇ 収穫 ・籾黄化率 85～90%で収穫する
	中		
	下		
10	－	収穫後	◇ 収穫後できるだけ早く秋耕を行う ・稲わらの分解を促進させる ・雑草の埋土種子量、越冬病害虫を抑制する
11	－		

注)「コシヒカリ」をはじめとする早生品種をモデルに作成しています。

Ⅶ IPMの実践指標（改訂版）（「総合防除」で実施する内容）

1 水稻

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 水稻 IPM (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

組織名		ほ場番号	
氏名			

○必須項目と選択項目を合わせて11項目以上実践すること。

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	化学農薬使用量低減に寄与する取組 畦畔は除草剤を使用せず、機械などにより水稻生育期間中に概ね4回以上の除草作業を行い実施日を記入 1回目 月 日, 2回目 月 日, 3回目 月 日, 4回目 月 日 (生産記録等で実施日を記載している場合は実施日記入の省略可) ※畦畔へ除草剤を使用しない期間は前作物収穫後から当該作物収穫までの期間	
選択項目	水田及び周辺管理 畦塗り、畦畔シートの利用、畦畔の補修等による漏水防止対策を行う	
	育苗・移植全般 雑草対策 種子を更新する。 温湯消毒法、微生物農薬または両法併用で種子消毒を行う。 健苗育成に努め、病害が発生した苗は早期に処分する。 代かき・田植え時に落水しない。 ほ場の均平化を図り、田面を露出させないようにし、除草剤は適期に施用する。 雑草の多い水田を除き、「初期・初中期一発剤」のみの除草体系とする。	
	病害虫対策 病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認し、防除の参考とする。 補植用余剰苗は早期に除去、処分する。 水稻の出穂2～3週間前と、水稻の出穂期に畦畔の草刈りを実施し、カメムシ類の密度低下を図る。 水田内のヒエ等のイネ科雑草はカメムシ類の棲息場所となるので、早期に除去する。	
	農薬の使用全般 防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍数、散布面積、散布方法等を記録する。 栽培地域の病害虫の発生しやすさを考慮し、病害虫防除を実施する。 当該病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、低毒性（人畜毒性・魚毒性）の薬剤を選択する。 湛水状態で農薬を使用する場合は、畦畔等からの漏水防止と、散布後1週間程度の止水期間を遵守する。	
	その他 環境こだわり農産物を生産する。	
※管理ポイントの年度は、前年水稻収穫後の畦畔除草・耕耘等から始まります。		○の数の合計 (11項目以上実践すること)

IPM(Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

2 大豆・小豆

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 大豆・小豆 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

組織名		ほ場番号	
氏名			

- 必須項目と選択項目を合わせて**8項目以上**実践すること。
- 必須項目管理ポイント内の□に一つ以上チェックを入れる

	管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	化学農薬使用量低減に寄与する取組	<p>下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する</p> <p><input type="checkbox"/> 交信攪乱剤の利用</p> <p><input type="checkbox"/> 天敵温存植物（バンカープランツ、インセクタリープランツ）の設置</p> <p><input type="checkbox"/> 天敵等生物農薬の利用</p>	
選択項目	排水対策等	ほ場に排水溝を設置し、排水を良くする。	
	種子の準備	種子更新を行う。	
		栽培方法に合わせ、は種時期とは種量を適正にする。	
	耕種的防除対策	ウイルス病や茎疫病等対策のため、発病株の抜取りを徹底する。	
	病害虫の発生に応じた防除	病害虫防除所が発表する病害虫発生予察情報等を入手し、病害虫の発生状況、発生予測に関する情報を確認する。	
		ほ場内を見回り、病害虫の発生や被害を把握するとともに、気象予報を考慮して防除の要否を判断し、適期防除に努める。	
	収穫・乾燥	紫斑病(大豆)および腐敗粒の対策として、成熟後速やかに収穫・乾燥を行う。	
農薬の使用全般	薬剤散布の際は、飛散しにくい剤型や散布ノズルを使用するなど適切な飛散防止措置を講じる。		
	薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。		
	防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。		
その他	環境こだわり農産物を生産する。		
		○の数の合計 (8項目以上実践すること)	

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

3 露地野菜

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 露地野菜 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

組織名		ほ場番号	
氏名			

- 必須項目と選択項目を合わせて**9項目以上**実践すること。
- 必須項目管理ポイント内の□に一つ以上チェックを入れる

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける	
必須項目	化学農薬使用量低減に寄与する取組 下記から1つ以上選択し、選択した手法の口にレを記入する <input type="checkbox"/> 交信攪乱剤の利用 <input type="checkbox"/> 天敵温存植物（バンカープランツ、インセクタリープランツ）の設置 <input type="checkbox"/> 天敵等生物農薬の利用		
選択項目	品種、ほ場の選択と改善 連作は避け、作付けのローテーションを行う。 病気に対して抵抗性が高い品種を選択する。 土壌診断を受け、適切な施肥管理、資材施用を行う。		
	健全苗の育成 種子や育苗培土等は消毒されているものを使用する。 育苗では物理的・耕種的防除法を活用し、病害虫の発生を抑制する。		
	雑草の管理 播種・定植後に灌水するなど、スムーズに発芽や苗を活着させ、外葉が早く地表面を覆うようにする。 中耕や培土を適切に行う。		
	ほ場衛生 作付けほ場には、病気が発生しているほ場の土を持ち込まないように注意する。		
	病害虫対策 病害虫の被害株は早めに処分する。 病害虫防除所が発表する発生予察情報やほ場観察により、病害虫の発生や被害を把握するとともに、気象予報などを考慮して防除の要否を判断する。		
	農薬の使用全般 農薬使用に当たっては、効果の高い剤を選択し、飛散が少なくなるように天候やほ場条件などを勘案しながら、散布方法を決定する。 薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。 防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。		
	その他 環境こだわり農産物を生産する。		
		○の数の合計 (9項目以上実践すること)	

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

4 施設野菜

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 施設野菜 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

組織名		ほ場番号	
氏名			

- 必須項目と選択項目を合わせて**11項目以上**実践すること。
- 必須項目管理ポイント内の□に一つ以上チェックを入れる

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける	
必須項目	<p>化学農薬使用量低減に寄与する取組</p> <p><u>下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する</u></p> <p><input type="checkbox"/> 交信攪乱剤の利用</p> <p><input type="checkbox"/> 天敵温存植物（バンカープランツ、インセクタリープランツ）の設置</p> <p><input type="checkbox"/> 天敵等生物農薬の利用</p>		
選択項目	<p>病害虫の耕種的防除および適正な施肥管理</p> <p>前作終了後、残さや病害株の持ち出しを行い、次作の病害虫や雑草の発生を抑制する。</p>		
	<p>前作終了後、太陽熱消毒やハウス内の蒸し込み等適正な処理を行い、次作の病害虫や雑草の発生を抑制する。</p>		
	<p>土壌診断を受け、適切な施肥管理、資材施用を行う。</p>		
播種・育苗管理	<p>抵抗性品種や抵抗性台木の接ぎ木を利用する。</p>		
	<p>種子や育苗培土等は消毒されているものを使用する。</p>		
	<p>健苗育成に努め、病害虫が発生した苗は早期に処分する。</p>		
病害虫対策	<p>病害虫防除所が発表する発生予察情報やほ場観察により、病害虫の発生や被害を考慮して防除の要否を判断する。</p>		
	<p>換気扇や循環扇等を使って適正に温湿度を管理し、病害を防ぐ。</p>		
	<p>防虫ネットや紫外線カットフィルムを張り害虫の侵入を防ぐ。</p>		
	<p>電撃殺虫機、黄色灯などの物理的防除を利用する。</p>		
	<p>ほ場内の整理や除草に努め、病害虫を温存しないようにする。</p>		
	<p>病害虫の被害株はほ場外に持ち出し早めに処分する。</p>		
雑草対策（施設内）	<p>手取り除草を行う。</p>		
農薬の使用全般	<p>防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。</p>		
	<p>薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</p>		
その他	<p>環境こだわり農産物を生産する。</p>		
		<p>○の数の合計 (11項目以上実践すること)</p>	

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

5 果樹

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 果樹 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

組織名		ほ場番号	
氏名			

- 必須項目と選択項目を合わせて**9項目以上**実践すること。
- 必須項目管理ポイント内の□に一つ以上チェックを入れる

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける	
必須項目	<p>化学農薬使用量低減に寄与する取組</p> <p>下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する</p> <p><input type="checkbox"/> 交信攪乱剤の利用</p> <p><input type="checkbox"/> 天敵温存植物（バンカープランツ、インセクタリープランツ）の設置</p> <p><input type="checkbox"/> 天敵等生物農薬の利用</p>		
選択項目	<p>ほ場及び周辺管理等</p> <p>薬がかかりやすい樹型づくりや間伐をし、適切な通風・採光を確保する。</p> <p>土壤診断を受け、適切な施肥管理、資材施用を行う。</p>		
	<p>無病苗・無病穂木の導入等</p> <p>改植、新植の時は、無病苗・無病穂木等の導入や抵抗性品種や抵抗性台木を利用する。</p>		
病害虫・雑草対策	<p>病害虫防除所が発表する発生予察情報等を確認し、適期防除等に活用する。</p> <p>トラップ、園内巡回等で病害虫の発生を把握し、防除の要否を判断する。</p>		
	<p>病害対策により病害の発生を抑制する。 （防風林、防風垣、防風網、雨よけ施設の設置や敷きわら、敷き草、笠かけ、袋かけ等）</p>		
	<p>害虫対策により害虫の発生を抑制する。 （防虫ネット、紫外線カットフィルム、光反射シート、黄色蛍光灯、電撃殺虫機、粘着版、バンド誘殺、糖蜜誘殺、粗皮削り等）</p>		
	<p>ほ場内の雑草は草生栽培や機械除草などで管理をする。</p>		
	<p>農薬の使用全般</p> <p>防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。</p> <p>対象とする病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、低毒性（人畜毒性・魚毒性）の薬剤を選択する。</p> <p>ほ場周辺に農薬が飛散しないよう、周辺へ飛散しにくい剤型（塗布剤等）の選択や風向や散布方法、散布圧力に注意する。</p> <p>薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</p>		
その他	<p>環境こだわり農産物を生産する。</p>		
		<p>○の数の合計 (9項目以上実践すること)</p>	

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病害虫や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

6 茶

【環境保全型農業直接支払交付金用】

滋賀県 茶 I P M (総合的病害虫・雑草管理) 実践指標チェックシート

組織名		ほ場番号	
氏名			

- 必須項目と選択項目を合わせて**9項目以上**実践すること。
- 必須項目管理ポイント内の□に一つ以上チェックを入れる

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
必須項目	<p>化学農薬使用量低減に寄与する取組</p> <p>下記から1つ以上選択し、選択した手法の□にレを記入する</p> <p><input type="checkbox"/> 交信攪乱剤の利用</p> <p><input type="checkbox"/> 天敵温存植物（バンカープランツ、インセクタリープランツ）の設置</p> <p><input type="checkbox"/> 天敵等生物農薬の利用</p>	
選択項目	<p>病虫害の発生しにくい環境の整備</p> <p>株内の風通しを良くするためのうね間のすそ刈りや、ほ場周辺の雑草や樹木の除去など、害虫の増殖・飛来源の除去を実施する。</p> <p>病害の発生を予防するため、窒素の多用を避ける。</p> <p>特定の病虫害の常発地帯では、抵抗性を有する品種を導入する。</p>	
	<p>病虫害・雑草対策</p> <p>発生予察情報の確認や定期的な園内巡回を行い、適切な防除を実施する。</p> <p>園内に発生している雑草の草種と発生量を定期的に確認し、適切な除草を実施する。</p> <p>各種資材や敷き草等でマルチングするなど雑草抑制対策を講じる。</p> <p>クワシロカイガラムシ等の多発茶園は、一番茶摘採後に中切り更新し寄生部を除去し樹勢回復を図る。</p>	
	<p>農薬の使用全般</p> <p>薬剤の選択に際しては、同一系統薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</p> <p>最少の使用量で十分な薬効が得られるよう、最適な散布方法・使用量を決定するとともに、散布ムラがないよう適正な農薬散布を行う。</p> <p>農薬散布は無風～弱風時に行うなど、農薬のドリフト（飛散）防止対策を徹底し、他の作物などに飛散しないようにする。</p> <p>県や農業協同組合が開催する栽培研修会等に参加し、情報収集に努める。</p> <p>防除の実施日、実施場所、農薬の名称、使用量、希釈倍率、散布面積、散布方法を記録する。</p>	
	<p>その他</p> <p>環境こだわり農産物を生産する。</p>	
○の数の合計 (9項目以上実践すること)		

I P M (Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳されています。

総合的病害虫・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病虫害や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

(様式第15号)

〇〇市町村長 殿

※本様式は、令和7年度の様式です。
今後変更がある場合がございましたら、提出願います。

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け）

実施状況	(1) 適正な施肥
1	<input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管
2	<input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録・保存
3	<input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づく施肥設計（簡易土壌診断、前作の収量等）
4	<input type="checkbox"/> 有機物の適正な施用による土づくりを検討（堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等）

実施状況	(2) 適正な防除
5	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（健全雑草の使用、病害虫の発生源除去等）
6	<input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイプ（発生予測情報の活用による防除等）
7	<input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（物理防除・生物防除の活用等）
8	<input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管
9	<input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録・保存

実施状況	(3) エネルギーの節減
10	<input type="checkbox"/> 農業機械、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録
11	<input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入（省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用削減、ほ場への炭素貯留等）

(注1) 農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、欄に
(注2) 翌年度に取組む予定の項目について、欄に~~ノ~~を記入してください。
(注3) 翌年度に当該事業に取り組まない場合は、翌年度取組計画欄に~~ノ~~

<報告内容の確認と個人情報取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が関係自治体へ提出し、実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

「環境負荷低減のチェックシート」は令和8年度から、

『「みどりチェック」チェックシート』に移行されましたので、注意してください。

※実施すべき取組内容に変更はありません。

年 月 日

組織名又は法人名:

氏名(法人の場合は代表者名)

住所

連絡先

お、環境負荷低減のチェックシートについて、報告します。

発生防止・低減に努める	翌年度 取組計画
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 や適正な処理（プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄 適正化）	翌年度 取組計画
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

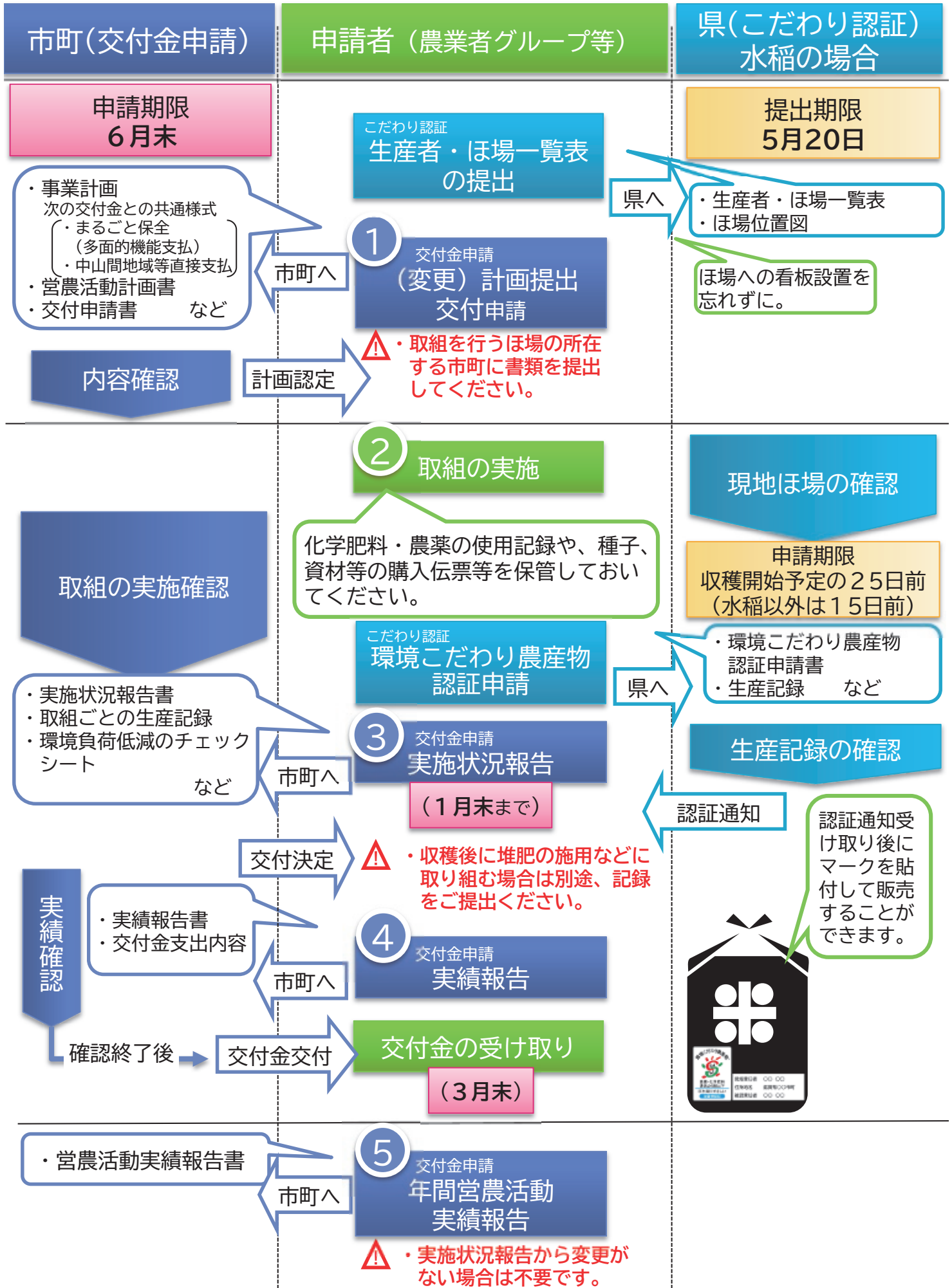
多様性への悪影響の防止	翌年度 取組計画
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

関係法令の遵守等	翌年度 取組計画
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

農・車両の適切な整備と管理の実施 （点検記録作成等） 及び農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認	翌年度 取組計画
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

翌年度、当該事業を取り組まない	<input type="checkbox"/>
確認しました→	<input type="checkbox"/>

Ⅷ 申請手続き



お問い合わせ窓口

滋賀県農政水産部 미래の農業振興課	TEL : 077-528-3895	FAX : 077-528-4882
大津・南部農業農村振興事務所 農産普及課	TEL : 077-567-5412	FAX : 077-564-2510
甲賀農業農村振興事務所 農産普及課	TEL : 0748-63-6126	FAX : 0748-63-2983
東近江農業農村振興事務所 農産普及課	TEL : 0748-22-7715	FAX : 0748-22-1234
湖東農業農村振興事務所 農産普及課	TEL : 0749-27-2213	FAX : 0749-23-0821
湖北農業農村振興事務所 農産普及課	TEL : 0749-65-6613	FAX : 0749-65-5867
高島農業農村振興事務所 農産普及課	TEL : 0740-22-6026	FAX : 0740-22-3099

大津市 産業観光部 農林水産課	TEL : 077-528-2757	FAX : 077-523-4053
草津市 環境経済部 農林水産課	TEL : 077-561-2347	FAX : 077-561-2486
守山市 都市経済部 農政課	TEL : 077-582-1130	FAX : 077-582-6947
栗東市 産業経済部 農林課	TEL : 077-551-0124	FAX : 077-551-0148
野洲市 環境経済部 農林水産課	TEL : 077-587-6004	FAX : 077-587-3834
甲賀市 産業経済部 農業振興課	TEL : 0748-69-2192	FAX : 0748-63-4592
湖南市 環境経済部 農林振興課	TEL : 0748-71-2330	FAX : 0748-72-7964
近江八幡市 産業経済部 農業振興課	TEL : 0748-36-5514	FAX : 0748-46-5320
東近江市 農林水産部 農業水産課	TEL : 0748-24-5561	FAX : 0748-23-8291
日野町 農林課	TEL : 0748-52-6563	FAX : 0748-52-2043
竜王町 農業振興課	TEL : 0748-58-3706	FAX : 0748-58-3730
彦根市 産業部 農林水産課	TEL : 0749-30-6118	FAX : 0749-24-9676
愛荘町 農林振興課	TEL : 0749-42-8013	FAX : 0749-42-6090
豊郷町 産業振興課	TEL : 0749-35-8114	FAX : 0749-35-4575
甲良町 産業課	TEL : 0749-38-5069	FAX : 0749-38-3421
多賀町 産業環境課	TEL : 0749-48-8117	FAX : 0749-48-0594
長浜市 産業観光部 農業振興課	TEL : 0749-65-6522	FAX : 0749-65-1602
米原市 まち整備部 農政課	TEL : 0749-53-5141	FAX : 0749-53-5139
高島市 農林水産部 農業政策課	TEL : 0740-25-8511	FAX : 0740-25-8519

※すべて 미래の農業振興課調べ（2025年11月現在）の連絡先です